

資料No. 2

後期高齢支援システム標準化  
市区町村WT（第5回）

令和5年3月10日

# 意見照会結果等について

令和5年3月10日

○ 本日のWTでは、全国意見照会及び関連意見照会の結果に加えて、デジタル庁より示された方針の対応や、検討・課題事項の状況についてご報告させていただきたい。

○ 本資料の構成は以下のとおり。

1. 全国意見照会の実施及びその反映について
2. 関連意見照会の実施及びその反映について
3. デジタル庁検討事項の対応について
4. その他検討・課題事項について

# 1. 全国意見照会の実施及びその反映について

---

- 1.1 全国意見照会の実施について
- 1.2 全国意見照会結果について
- 1.3 全国意見照会結果の反映について
- 1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について

# 1.1 全国意見照会の実施について

標準仕様書1.1版（案）について以下の要領で全国意見照会を実施した。

## <意見照会実施要領>

No.	意見照会対象	意見照会方法	通知方法	宛先	意見照会期間
1	広域連合	Excelでのアンケート用紙	厚労省からの事務連絡	各広域連合 各市区町村	2023年1月26日（木）～ 2023年2月8日（水）
2	市区町村				

## <意見照会対象ドキュメント>

標準仕様書1.1版（案）本紙

別紙1\_\_業務フロー

別紙2\_\_機能・帳票要件

別紙3\_\_帳票詳細要件

別紙4\_\_帳票レイアウト

後期高齢支援システム帳票ユニバーサルデザイン対応 帳票デザイン基本方針書（案）

帳票サンプル

※ 後期高齢支援システム帳票ユニバーサルデザイン対応 帳票デザイン基本方針書（案）「以下「帳票デザイン基本方針書（案）」という。」と帳票サンプルについては、全国意見照会にあわせて行った「帳票のユニバーサルデザインに関する意見照会」の対象ドキュメントであるため、実施内容等については、後述【2章】に示す。

# 1.1 全国意見照会の実施について

全国意見照会の実施にあたり、標準仕様書1.1版（案）へ反映した内容は以下のとおり。

## <標準仕様書1.1版（案）反映事項>

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	全体	基本方針の差分取り込み	地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)0.8版まで取り込み済みであったため、最新の1.0版において修正された差分の取り込みを実施。
2		共通機能標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)0.8版まで取り込み済みであるため、最新の1.0版において修正された差分の取り込みを実施。
3	個別機能	前回意見照会時のご意見見直し	標準仕様書1.0版(案)時点の意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査を行い、以下の判断基準により対応が必要と判断した機能について、標準仕様書1.1版(案)に反映。 <判断基準> 1. 事務効率を落とさないために必要となる機能であるため、標準オプション機能として取り入れるべきもの。 2. 記載がわかりづらく、誤解を生む内容になっているもの。 3. 税と国保の横並び確認の結果、後期としても再検討して対応を行うべきと考えるもの。
4		ハガキ形式、及び一体型への対応	他業務の整理内容及び標準仕様書1.0版(案)時点の意見照会のご意見を踏まえて、ハガキ形式、及び一体型への対応が必要な帳票を選定し、以下の帳票に必要な様式を追加。 <ハガキ形式> ・口座振替不納通知書 ・納付額証明書 ・督促状 <一体型> ・口座振替不能通知・納付書(マル公・カク公) ・還付・充当希望確認票・還付請求書
5		納付書の修正について	納付書のレイアウトについて、ゆうちょ銀行から以下の修正依頼があり、標準仕様書1.0版の差し替え版として反映。 <主な修正内容> 1. マル公ベース、カク公ベースで規定している帳票様式の固定印字部分の記載修正 2. 地方税統一QRコード以外のQRコードは、納入済通知書片及び原符片以外に印字

# 1.1 全国意見照会の実施について

また、デジタル庁等において検討中のため標準仕様書への対応を保留としている以下の未反映事項や、その他検討中の事項については、標準仕様書1.1版（案）には未反映であることを前提として、下記事項に対するご意見は意見照会の対象外とさせていただきます。

## <標準仕様書1.1版（案）未反映事項>

No.	未反映事項	未反映内容
1	データ要件・連携要件標準仕様書の差分取り込み	「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)1.0版において修正された内容や、不足している内容との整合性が取れていない状況であった。本件については、デジタル庁から具体的なフィードバック依頼が示され次第、対応予定とした。
2	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会について	デジタル庁主導により、共通機能標準仕様書、データ要件・連携要件標準仕様書の課題について検討を行うこととなり、データ連携ワーキングチーム、申請管理ワーキングチーム、宛名管理ワーキングチームの各ワーキングチームにおいて検討を進め、実装・運用に関する課題の検討結果を公表できるよう検討が行われる予定となっていたため、検討結果については未取り込みとした。
3	標準仕様の指定都市における課題等検討会について	デジタル庁において、指定都市における課題等を <b>令和4年度内を目途に成案がまとめられる予定</b> であるため、デジタル庁より方針示されたタイミングで、反映可能なものは対応を行うこととした。なお、前ページ「前回意見照会時のご意見見直し」の対応にて政令市からいただいた意見は既に一部取り込みを実施済。
4	文字要件について	文字に関する要件については、デジタル庁で個別に見直しを検討中。そのため、機能・帳票要件上も変更可能性ありということで(P)を記入した。
5	実装類型の点検について	実装必須機能と整理された機能に対し、ベンダの意見を踏まえて一部機能をデジタル庁で標準オプション機能へ変更するかということが検討されていたため、その検討結果については今回の意見照会時点では未取り込みとした。

# 1.1 全国意見照会の実施について

<前ページから続く>

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容
6	個別機能	葬祭費の支給	葬祭費の支給を広域連合ではなく市区町村で実施している場合の機能要件については、現状、広域連合にて対応を検討いただくこととしたため、標準仕様書の取扱いについては、 <b>当該機能は「標準化対象外」</b> のままとした。
7		引っ越しワンストップ	転入予定者の情報(個人番号含む)を活用するには広域連合の属する自治体内に存在しない対象者の個人番号を取得して利用することになるため、広域連合に該当データを連携して業務で活用するためには、番号法等の改正もしくは何らかの措置が必要となる。このため、これらの <b>改正等が検討されるまでは機能要件などへの反映を見送りとした。</b>
8		マイナポータルぴったりサービス	当該サービスを実施するための制度的な検討などが令和4年度に行われる見込みがないため、当該検討が行われるまで <b>対応を見送ることとした。</b>
9		公金口座の自動取得、自動照会機能の実装必須への変更について	厚生労働省から広域連合宛に発出されている通知「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて(その2)」において、都度照会が困難な場合、当面の間は申請時照会を許容するものとされているため、公金受取口座の自動照会機能については、 <b>「標準オプション」のままとし、自動照会が必要となる都度照会への移行を促される際に実装必須に変更することとした。</b>

# 1.1 全国意見照会の実施について

全国意見照会においては、それぞれの内容について、分類するため共通的に以下の区分を設けて内容の記入をしていただいている。（理由、優先順位把握のため）

<全国意見照会において共通的に設けた区分>

対象ドキュメント	区分	選択肢	
別紙1 __業務フロー 別紙2 __機能・帳票要件 別紙3 __帳票詳細要件 別紙4 __帳票レイアウト	意見発出理由	1:法令に定められた事務であるため 2:都道府県条例に定められた事務であるため 3:市区町村条例に定められた事務であるため 4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため 5:慣例運用のため 6:その他	
別紙2 __機能・帳票要件	意見の種類	1:機能要件追加 2:機能要件削除 3:機能要件修正 4:管理項目のみ追加 5:管理項目のみ削除 6:管理項目のみ修正	7:帳票要件追加 8:帳票要件削除 9:帳票要件修正 10:実装類型のみ変更 （標準オプション⇒実装必須などの意見 のみの場合これを選択する） 11:その他
別紙2 __機能・帳票要件	実装類型	1:変更なし 2:実装必須 3:標準オプション	4:実装必須、オプション混在 5:実装不可
別紙3 __帳票詳細要件	意見の種類	1:印字項目追加 2:印字項目削除 3:印字項目名の変更	4:「印字編集条件など」の変更 5:類型変更 6:その他
別紙3 __帳票詳細要件	実装類型	1:変更なし 2:実装必須	3:標準オプション 4:実装不可
別紙4 __帳票レイアウト	意見の種類	1:項目・文言追加（余白箇所への追加） 2:項目・文言追加（余白以外の追加） 3:項目・文言削除 4:項目名・文言変更	5:項目・文言の配置変更 （余白箇所の変更） 6:項目・文言の配置変更 （余白以外の変更） 7:その他



## 1.2 全国意見照会結果について

全国意見照会の結果は以下のとおり。

### <全国意見照会結果>

No.	意見照会対象	回答団体数	意見数	(参考) 前回回答団体数	(参考) 前回意見数
1	広域連合	1広域連合	1件	8広域連合	20件
2	市区町村	95市区町村	614件	100市区町村	1,476件

広域連合及び市区町村における615件の内訳は以下のとおり。

対象ドキュメント	業務区分	意見数 ( ) 内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
標準仕様書1.1版 (本紙)	—	<b>20</b>					
別紙1_業務フロー	共通				3		2
	資格				2		2
	賦課				3	4	12
	収納	1			6	3	5
	滞納	1				3	1
<b>合計：48件</b>		<b>2</b>			<b>14</b>	<b>10</b>	<b>22</b>
別紙2_機能・帳票要件	共通	4			16	10	47
	資格				3	3	15
	賦課	3			11	5	22
	収納	5		5	12	7	49
	滞納	11			13	1	4
<b>合計：246件</b>		<b>23</b>		<b>5</b>	<b>55</b>	<b>26</b>	<b>137</b>

## 1.2 全国意見照会結果について

別紙3\_帳票詳細要件及び別紙4\_帳票レイアウトの全国意見照会の結果は以下のとおり。

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）		意見数（）内が帳票詳細要件への意見数					
			1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
	共通	通知書印刷用帳票				3(2)	(2)	5
		宛名シール印刷用帳票				8		
別紙3_ 帳票詳細要件	賦課	決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書	4(7)	(3)	1	21(7)	7(13)	15(29)
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書		(1)		1	(1)	(6)
		決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書	2(4)	(2)		6(5)	2(3)	3(14)
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ				1(2)	1	
		納付書1（カク公）				3(1)		2
		連帳納付書1（カク公）				2(1)	(1)	2
		連帳納付書2（マル公）				2(1)		2
別紙4_ 帳票 レイアウト	収納	連帳納付書2（マル公）				1(1)		3
		口座振替不能通知書				2	1(1)	1
		還付（充当）通知書			(1)	2(1)		2(1)
		充当通知書			(1)	1		1(1)
		還付請求書	2			9(1)	2(3)	15(3)
		還付・充当希望確認票				1(2)		3
		収納状況のお知らせ						
					2(2)		1(1)	

## 1.2 全国意見照会結果について

<前ページから続く>

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）	意見数（）内が帳票詳細要件への意見数							
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他		
別紙3_ 帳票詳細要件	収納	口座振替済通知兼納付額証明書				3(2)	1(1)		
		納付額証明書				1	1	1(2)	
		完納証明書				1			
		督促状				5(1)	2	2	
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（カク公）				1		1	
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（マル公）				1		1	
		口座振替不納通知書兼納付書（マル公）					1	1	
別紙4_ 帳票 レイアウト	滞納	還付（充当）希望確認票兼還付請求書							
		催告書				1		1	
		催告書別紙						1	
		分納誓約書				1			
		分納承認連絡書				1			
		納付誓約書				1			
		<b>合計：171（130）件</b>				<b>8(11)</b>	<b>(6)</b>	<b>1(2)</b>	<b>81(29)</b>

## 1.2 全国意見照会結果について

意見の傾向としては、以下のような内容であった。

### ① 1市区町村あたりの意見数の減少について

前回 100市区町村：約1,500件

今回 95市区町村：約 600件

となり、意見数は減少傾向かつ平均値としては1市区町村あたりの意見数も減少傾向となった。

### ② 市区町村の内訳について

前回 20件以上意見有：20市区町村

今回 上記20市区町村の中で、意見数がお多い市区町村：5市区町村

前回意見を標準仕様書に反映した結果、該当市区町村の意見数は減少傾向となった可能性がある。

また、前回は大規模市区からの意見が多かった一方、今回は95市区町村中、前回意見提出がなかった市区町村からの意見が56市区町村と半数かつ、うち人口10万人未満の市町村が約半数を占めていたことから、前回意見未提出の小規模市町村からの意見の増加が見られた。

### ③ 意見内容について

#### <機能・帳票要件>

要件の追加というよりは、表現の統一や要件をより明確に記載するようなご意見が一定数あった。

#### <帳票詳細要件・帳票レイアウト>

帳票の印字文言の変更や、文字サイズ及び印字位置を見やすくするために変更してほしい、といったご意見が多くみられた。

これらのことから一定の機能数は要件を満たしているが実際に調達や利用を見据えた意見にシフトしてきたように見受けられた。

## 1.3 全国意見照会を受けての対応について

全国意見照会の結果については以下の分類で振り分け、標準仕様書1.1版（案）への反映を行った。  
（前回の振り分け区分と同じ考え方で振り分けを実施）

No.	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	記載修正
1	質問	ご意見ではなく質問になっているもの。ただし、質問内容が記載改善により解消できると判断したものはNo. 6の「記載修正」としている。	○	
2	対象範囲外	標準仕様書の対象範囲外に対するご意見であるもの。	○	
3	今後対応予定	今後検討を行う事項に対してのご意見であり、現時点では仕様書の修正には反映できないもの。	○	
4	利便性向上	使いやすさ、見やすさ等を理由とした改善要望となるが、市区町村により考え方が異なり、一定の基準を定めることができないもの等といった理由から対応しないもの。	○	○
5	規定済み	既に標準仕様書で規定済みの機能に対するご要望や規定済みの機能で実現できるご要望。	○	
6	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等、ご意見のとおり修正するのみのもの。		○
7	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいたご意見であるため、経緯等の追記を行う必要があるもの。		○
8	制度	「1:法令に定められた事務であるため」と投入されたものや意見理由に法令をあげているもの。	○	○
9	他業務横並び	これまでの検討会等で議論された内容に関するご意見や、他制度との横並びに関するご意見、後期のみではなく業務横断で決定が必要な要件。	○	○
10	その他	No. 1～No. 9のどれにも属さないもの。	○	

# 1.3 全国意見照会を受けての対応について

前ページの対応区分についてそれぞれ対応内容を補足する。

対応区分	具体的対応内容
対応見送り	原則、標準仕様書1.1版（案）での反映は行わない。なお、「今後対応予定」としたものについては、標準仕様書1.1版の次の版で他の標準化検討の反映状況も含めて検討を行っていくこととなる。
記載修正	標準仕様書の記載の変更や要件の追加、記載不十分のためわかりにくい箇所の修正を行った。 なお、記載の変更や要件追加に当たっては、他業務横並び（主に国保）と不整合となっていないか、業務に支障が発生しないか、等を考慮して判断を行っている。

標準仕様書1.1版（案）については、今回、上記の意見照会結果を受けての修正を行っているが、変更の起因が判別可能なように色分けして修正している。

①全国意見照会結果により修正：機能・帳票要件及び帳票詳細要件は、赤字＋セル背景色を黄色で資料に記載  
本紙、業務フロー及び帳票レイアウトは、赤字で資料に記載

※ 1.0版からの変更箇所はすでに赤字で示しているため、これと判別可能とするために背景色を変更している。

機能・帳票要件については「要件の考え方・理由」列に主たる変更理由を記載した。上記の全国意見照会結果については、他業務と同様に公開しない方針とし、標準仕様書1.1版の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

なお、並行してデジタル庁より示された横並び調整方針等による修正も行っており、本対応方針の詳細については、後述【3章】に記載するが、変更の起因が判別可能なように更に色分けして修正している。

②横並び調整方針等デジタル庁検討事項の対応により修正：緑で資料に記載

※①②で変更起因が重複しているものについては、①>②で色付け（赤）で色付け

## 1.3 全国意見照会を受けての対応について

意見照会の対応による集計結果は以下のとおり。

### <業務フロー>

業務フローで対応見送りとした35件については、標準仕様書の範囲外の機能要件や、標準仕様書には規定しない方針としているものに対するご意見、及び既に標準仕様書に規定済みのものが22件含まれる。

### <機能・帳票要件>

機能・帳票要件で対応見送りとした180件のうち、標準仕様書の範囲外の機能要件や、標準仕様書には規定しない方針としている内容の記載を求めるご意見、及び標準仕様書に規定済みのものが61件、「利便性向上」の区分において多数意見ではないものや他業務でも規定のない細かい機能要件のご要望と判断されたものが60件あった。

また、実装類型を標準オプション機能または必須機能への変更に関するご意見については、既に検討済みの要件に対してのご意見として対応見送りとさせていただいたものが12件あった。

対象ドキュメント	業務区分	対応見送り	記載修正
別紙1_業務フロー	共通	5	0
	資格	3	1
	賦課	10	9
	収納	13	2
	滞納	4	1
合計		35	13

対象ドキュメント	業務区分	対応見送り	記載修正
別紙2_機能・帳票要件	共通	54	23
	資格	18	3
	賦課	34	7
	収納	55	23
	滞納	19	10
合計		180	66

# 1.3 全国意見照会を受けての対応について

## <帳票詳細要件・帳票レイアウト>

対応見送りとした130(91)件のうち、既に別項目や本紙等で規定済みのものが48(21)件、利便性向上が17(6)件となっている。特に意見の多かった「決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書」及び「還付請求書」については、上記理由によるものを除く26件(36)のうち、A3・A4様式の同一項目や、類似項目に対し、同一のご意見をそれぞれ記載いただいたものが半数以上を占めている。

対象ドキュメント	帳票名（一部省略名で記載）	対応見送り	記載修正			
別紙3_ 帳票詳細要件	共通	通知書印刷用帳票	7(4)	1		
		宛名シール印刷用帳票	1	7		
	賦課	決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書	35(42)	13(17)		
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書	1(2)	(6)		
		決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書	9(17)	4(11)		
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ	2(2)			
		納付書1（カク公）	4(1)	1		
		連帳納付書1（カク公）	4(2)			
		別紙4_ 帳票 レイアウト	納付書2（マル公）	4(1)		
			連帳納付書2（マル公）	4(1)		
			収納	口座振替不能通知書	3(1)	1
				還付（充当）通知書	4(3)	
				充当通知書	2(2)	
				還付請求書	21(4)	7(3)
還付・充当希望確認票	3(1)			1(1)		
収納状況のお知らせ						
納付証明書	3(3)					

※（）内が帳票詳細要件への意見数



# 1.3 全国意見照会を受けての対応について

<前ページから続く>

対象ドキュメント	帳票名（一部省略名で記載）	対応見送り	記載修正		
別紙3_ 帳票詳細要件	収納	口座振替済通知兼納付額証明書	2(2)	2(1)	
		納付額証明書	3(2)		
		完納証明書	1		
		督促状	7(1)	2	
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（カク公）	2		
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（マル公）	2		
		口座振替不納通知書兼納付書（マル公）	2		
	別紙4_ 帳票 レイアウト	滞納	還付（充当）希望確認票兼還付請求書		
			催告書	1	1
			催告書別紙		1
分納誓約書			1		
分納承認連絡書			1		
	納付誓約書	1			
<b>合計：171（130）件</b>		<b>130(91)</b>	<b>41(39)</b>		

## 1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について

全国意見照会結果等を反映した結果、標準仕様書1.1版（案）については全体で以下の変更が発生した。機能・帳票要件において、実装必須が2件、標準オプションが13件増となっているが、いずれも税収納や国保と横並びで機能を追加したものや、市区町村において運用が困難であるといったご意見を受けて必要であると事務局として考えたことから要件を追加することとした。

一方、帳票詳細要件及び帳票レイアウトにおいて、実装必須が1件増となっているのは、通知と納付書を分けると封入封緘費用が増えるため、督促状と納付書を一体型にした様式が必要とのご意見を踏まえて、「後期高齢者医療保険料督促状兼納付書（マル公）」を追加したことによるものである。

対象ドキュメント	変更前		変更後		偏差	
	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション
別紙1__業務フロー	—					
別紙2__機能・帳票要件	201要件	162件	203要件	175件	+2件	+13件
別紙3__帳票詳細要件 別紙4__帳票レイアウト	23帳票	7帳票	24帳票	7帳票	+1帳票	±0帳票

なお、機能・帳票要件について記載しているのは機能IDの増分となる。

その他、要件の記載修正や条件等の追記、説明の補足を追記等により約50機能分修正している。

また、帳票詳細要件の内容修正は同様に内容補足も含め約80項目、項目追加により帳票レイアウトにも修正が発生したものが15項目ほどあるが、これらの修正の件数は、上記表には含めていない。

## 2. 関連意見照会の実施及びその反映について

---

- 2.1 関連意見照会の実施について
- 2.2 関連意見照会結果について
- 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて
- 2.4 帳票のユニバーサルデザインの対応について

## 2.1 関連意見照会の実施について

また、標準仕様書に対する意見照会とあわせて、以下の意見照会を実施した。

### <関連する意見照会内容>

No.	意見照会内容	意見照会対象	質問項目数
1	DV加害者情報の取込に関する意見照会	市区町村（必須）	7項目
2	帳票のユニバーサルデザインに関する意見照会	広域連合、市区町村（任意）	8項目

### <DV加害者情報の取込に関する意見照会質問内容>

No.	質問内容
1	現在の業務運用の中で、DV加害者情報を管理して利用していますか。
2	現在の業務運用で、DV加害者情報をどのような用途で利用していますか。 （「DV加害者情報を管理している」自治体のみ回答）
3	今後、DV加害者情報を管理できるようになった場合に、どのようなメリットがあると考えますか。 （「DV加害者情報を管理していない」自治体のみ回答）
4	今後、DV加害者情報を管理できるようになった場合に、どのようなデメリットがあると考えますか。 （「DV加害者情報を管理していない」自治体のみ回答）
5	DV加害者情報の管理項目として想定している項目は以下の①～⑤となります。必要と考える項目に「○」を入力してください。 ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④性別 ⑤その他（対象者に関する情報等任意の文言を登録可能な項目）
6	DV加害者情報の管理項目として、No4の①～⑤の項目以外に管理すべき項目があれば、ご回答をお願いします。
7	DV加害者情報を管理する場合に、システムに求める必要があると考える要件はどのようなものでしょうか。必要と考える機能をご記入ください。

### <帳票のユニバーサルデザインに関する意見照会質問内容>

No.	質問内容
1	帳票デザイン基本方針書（案）の記載内容について以下の観点でご意見があれば、記入をお願いします。 ・追記したほうがよい内容
2	帳票デザイン基本方針書（案）の記載内容について以下の観点でご意見があれば、記入をお願いします。 ・修正したほうがよい内容
3	帳票デザイン基本方針書（案）の記載内容についてNo.1、2以外でご意見があれば記入をお願いします。
4	帳票サンプル内【特徴のみ－モノクロ】についてご意見があれば記入をお願いします。
5	帳票サンプル内【普徴のみ－モノクロ】についてご意見があれば記入をお願いします。
6	帳票サンプル内【特徴＋普徴－モノクロ】についてご意見があれば記入をお願いします。
7	帳票サンプル内【特徴のみ－フルカラー】についてご意見があれば記入をお願いします。
8	帳票サンプルNo.4～No.7に記入した以外で全般的なご意見があれば記入をお願いします。

## 2.2 関連意見照会結果について

関連意見照会における結果の傾向は以下の通り。

No.	意見照会内容	意見照会対象	回答団体数	主たる回答傾向
1	DV加害者情報の取込に関する意見照会	市区町村	1,178市区町村	加害者情報管理有無 ・管理あり : 191件 ・管理なし : 1,004件 ・未回答 : 25件
2	帳票のユニバーサルデザインに関する意見照会	広域連合	0広域団体	0件
3		市区町村	47市区町村	帳票デザイン基本方針（案）へのご意見数 : 21件 帳票サンプルへのご意見数 : 93件

### <DV加害者について>

DV加害者情報の取込に関するご意見は、DV加害者情報を管理していないと回答した市区町村が1,004団体（回答団体の約84%）であり、管理していない団体が多数であった。また、利用用途については情報照会時や帳票出力時の注意喚起をあげることが多かった。

### <UD帳票について>

帳票デザイン基本方針（案）へのご意見には、質問や内容に対する感想も含まれ、基本方針の内容についてのご意見は15件あった。帳票サンプルにいただいたご意見の中には、文言の変更要望が約30件ほど含まれるが、これらは文言マスタで対応可能な仕様であるため、ユニバーサルデザインとして対応方針を検討すべきご意見は、約60件ほどであった。

意見照会の結果を踏まえた対応方針については、次ページ以降に記載する。

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

### 課題

DV加害者情報の取込について機能要件として規定すべきか、また規定する場合どのような要件を規定すべきか検討する。

前述【1章】のとおり、DV加害者情報を管理していない市区町村が大多数（回答団体の約84%）であった。その他質問に対して回答が多かったご意見は以下のとおり。

#### <現在の利用用途>

No.	利用シーン	回答内容	団体数
1	庁内事務	窓口や書類発送の際の対応可否確認（注意喚起）	41
2		問い合わせ対応時に回答してしまわないため	32
3		DV被害者の個人情報保護	16
4	システム機能	情報照会時の注意喚起	35
5		帳票発行抑止	15
6	その他	後期高齢支援システムでの具体的な利用用途なし	19

#### <DV加害者情報を管理するメリット/デメリット>

No.	メリット/デメリット	回答内容	団体数
1	メリット	問い合わせ対応、情報照会、帳票発行時に、注意・確認でき、意図しない情報提供を防ぐことができる	480
2		加害者情報管理のメリットなし	332
3	デメリット	特になし	607
4		加害者情報の情報漏洩等のリスク増加	122
5		追加の個人情報の管理等による作業コストの増加	109

#### <システムに求める要件>

No.	回答内容	団体数
1	加害者情報照会時の注意喚起（フラグ表示、警告メッセージ、背景色変更等）、被害者情報の表示機能	753
2	特になし	418
3	DV被害者との紐づけ機能	21

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

DV加害者情報として必要と考える管理項目は、以下の項目が大多数であった。

### <必要と考える管理項目>

No.	管理項目	団体数	補足
1	DV加害者の氏名	982	住民記録システムより提供される管理項目
2	DV加害者の生年月日	967	
3	DV加害者の住所	951	
4	その他（対象者に関する情報等任意の文言を登録可能な項目）	733	
5	DV加害者の性別	685	
6	続柄（関係性）	52	追加要望のあった項目のうち、意見の多かったもの

### 事務局における見解

意見照会の結果としては、加害者情報の情報漏洩等のリスク増加を懸念する市区町村が一定数存在するものの、デメリットは「特になし」と回答される市区町村が多数であった。

また現在DV加害者情報を管理していない市区町村においても、情報照会や帳票発行時に意図しない情報提供を防ぐための注意喚起に利用すること等のメリットがあると考えていることや、現在DV加害者情報を活用している市区町村が既に約200程度存在することがわかっている。

ただし、上記のみを根拠として拙速に管理すればよいと判断するような要素ではないと考えられる。次に本検討にあたり市区町村から提示されている懸念事項を抽出したそれらも踏まえての結論としたいと考える。検討としての不足事項や認識齟齬がないかは委員の方からご意見をいただきたい。

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

具体的に懸念事項として示されたものを以下に記載する。

(DV加害者情報を管理できるようになった場合に、どのようなデメリットがあると考えますかの質問に対する回答から抽出)

No.	自治体から寄せられた懸念事項	事務局見解
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員の中にDV加害者の関係者がいた場合、勤務時間内外にDV被害者の情報を閲覧され、DV加害者に情報提供されるリスクは変わらないか、リスクが増えることが懸念される。</li> <li>加害者の個人情報自動的に共有する仕組みとなれば、担当職員等に余計な興味を抱かせる可能性がある。</li> <li>DV加害者管理情報を、誤ってDV加害者や第三者に漏らしてしまいトラブルになる可能性がある。</li> </ul>	<p>データを管理する場合においては、DV加害者を無条件に閲覧させるのではなく、<u>特定の権限者や自治体における許可者のみに閲覧を可能とする制御が必要。</u></p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者が身元を偽って照会した場合、表示される加害者情報と一致しないことにより相手が加害者でないと思込み、かえって油断を招く可能性がある。</li> <li>DV加害者情報を管理する予定はない。DV加害者としての特定及び運用に疑義があり、連携及び活用する必要性はなく、運用の予定はない。</li> <li>加害者情報の管理をすることにより事務が煩雑化し、メリットを100%実現できるかという点について疑問がある。また、加害者であるという情報は被害者からの一方的な情報提供であるため、その情報は警察等の機関から提供されたものでない限り不確定要素を含んだ情報であると思われる。</li> </ul>	<p>あくまで確定的な情報ではなく<u>付随的な情報として取り扱う</u>ようにすべき。(加害者情報の登録があることのみ注意喚起し、意思をもって確認ができるようにするなど)</p> <p>なお、加害者であるかについては本人からの支援措置の申出情報に付随して記載されることとなる。(次紙スライド参照)この加害者の定義については「事務連絡 平成25年10月18日「DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について」にて取り扱いに対する注意喚起がなされている。</p>



## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

具体的に懸念事項として示されたものを以下に記載する。

(DV加害者情報を管理できるようになった場合に、どのようなデメリットがあると考えますかの質問に対する回答から抽出)

No.	自治体から寄せられた懸念事項	事務局見解
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当者が加害者情報を知ること、加害者への対応に支障がある可能性がある。(他の第3者との公平性の観点)</li><li>・現在、被害者情報については、警告メッセージが画面に出るが、加害者情報も同様の表示となった場合、情報の取り違えが起こる可能性も考えられる。</li><li>・DV加害者として登録した人が、被害者の死亡等によりDV加害者でなくなった場合に、DV加害者としての登録が削除できるかどうか。</li><li>・誤登録により、加害者以外の方に不要な対応をしてしまう。電話対応や窓口対応において、加害者登録されている事実を本人に誤って伝達してしまう。</li></ul>	<p>加害者を検索時に「加害者です」と警告を促すような仕掛けは誤認を招く。そのため、加害者の情報はあくまでも被害者に紐づく一体的な管理である必要がある。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行のシステムでは被害者情報のみをその都度システムへ手動で入力し対応しているため、業務量が単純に増加する。</li><li>・DV加害者情報は、現在、住民担当課で一元管理しています。後期高齢担当課でも管理することになる場合、情報漏洩のリスクを抱える範囲が広がることとなるため、住民担当課との管理体制に係る協議のうえ、後期高齢担当課では当該情報の編集等はせず閲覧のみに留める等の体制構築が必要になると考えます</li></ul>	<p>オンラインでの入力のみ要件では管理の煩雑さやデータ更新誤りなどのリスクがメリットを上回る可能性があるため、<u>連携により対応できることは要件として規定する上では必須</u>と考える。</p> <p>また、<u>連携される場合でもその活用可否は各担当課にてその採否を選択できる必要がある。</u></p>

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

<参考資料（住民基本台帳事務における支援措置申出書から抜粋）>

**※本様式は標準的な様式です。実際の申出の際は各市区町村の様式を使用してください。**

表面

**住民基本台帳事務における支援措置申出書**

	市区町村	受付	連絡
	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇長  
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

転送

氏名

備考

申出者	氏名 <small>(生年月日)</small>	住所	連絡先	本人確認		
加害者 <small>(判明している場合)</small>	氏名 <small>(生年月日)</small>	住所	その他			
申出者の状況 <small>(別紙参照の上、いずれかにV)</small>	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース	
添付書類 <small>(該当書類にV)</small>	保護命令決定書(写し)		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	<small>(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。))の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい</small>					
	年 月 日 (相談先の名称) (担当課)					
支援措置を求めるもの <small>(現住所が記載されているものに限る)</small>	希望にV	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所)		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(前住所)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍)		本籍		
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍)		前本籍			
併せて支援を求める者 <small>(同一の住所を有する者に限る)</small>	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

<参考資料（事務連絡 平成25年10月18日「DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について」より抜粋）>

### DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる措置」（以下、「支援措置」という。）については、住民基本台帳法をはじめ、関係省令及び通知等に基づき、各市区町村において対応いただいております。

具体的には、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下、「事務処理要領」という。）、住民基本台帳事務における支援措置申出書（平成24年9月26日総行住89号中別紙。以下、「申出書」という。）等により対応いただいておりますが、その中に「加害者」という記述があります。

この場合、特に申出書の「加害者」欄は、申出者が記載することとしており、その記載に当たっては、疎明資料等を求めることとしていません。したがって、保護命令決定を受けるなど、被害者と「加害者」の立場が明確である場合もありますが、申出者と「加害者欄に記載された者」の間の訴訟が係争中であり確定していない事例なども含まれています。

これは、措置の必要性を判断するために事実関係の確定等を待つこととした場合、その間に申出者の住所が探索されてしまう懸念もあることから、支援措置は、申出内容について、相談機関の意見なども聞きながら、必要性を判断するスキームとしているものです。

一般的には、「他人に危害や損害を加える人」という意味で、「被害者」の対義語として「加害者」という言葉が使われることがあります。支援措置においては、上記のとおりこれと全て一致するものではありませんので、窓口における「加害者欄に記載された者」等へ対応する場合や事務処理要領第6-10-1に基づき、庁内で必要な情報共有等を行う場合などご注意ください。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、あくまでも支援措置における「加害者」の考え方について周知するものであり、これまでの事務処理の手順、支援措置の必要性の判断を変更する旨の助言ではないことを念のため申し添えます。

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

### 事務局における見解

ここまでの内容を踏まえて以下の必要要件を満たす必要があると考えている。

#### <連携要件>

- ・加害者のみが単独で連携されるのではなく被害者に紐づいて一体的に連携される必要がある。

#### <機能要件>

- ・データ連携により取込の実現が可能となること。
- ・加害者単体を注意喚起するのではなく被害者に付随する情報として注意喚起ができること
- ・閲覧者、閲覧権限の制御ができること。
- ・連携データを受領する場合に被害者に付随した加害者を取り込むかも含めて採択できること

#### <その他要件>

- ・技術的に連携可能だから連携するという論議ではなくセンシティブな情報のやり取りであるためデータを連携することについては慎重に合意形成がなされる必要がある。  
⇒この結果として、連携要件に後期高齢支援システムが規定される必要がある。

## 2.3 DV加害者情報の取り扱いについて

### 事務局における対応（案）

#### <連携要件>

- ・加害者のみが単独で連携されるのではなく被害者に紐づいて一体的に連携される必要がある。  
⇒■地方公共団体基幹業務システム\_機能別連携仕様（住民基本台帳）において前述の申請書の様式項目として被害者と加害者の情報が紐づいたインタフェースで連携されることを確認した。

#### <機能要件>

以下の要件を標準オプションとして規定することでいかがか。

- ⇒加害者の情報を検索した際に警鐘を促すなどの機能については実装要件としない。あくまで支援措置対象者に付随する情報として扱うようにする。

現状の「支援措置対象者取込」（機能ID:250008）に対し標準オプションとして行追加。

- ・支援措置対象者情報を取り込む際に加害者に関する情報を取込めるかどうかを設定により選択できること
- ・加害者情報については閲覧者、閲覧権限の制御ができること（操作権限設定・管理で規定する機能で既に実現可能な場合は、単独での実現は不要）

#### <その他要件>

- ・上記内容で委員の方から異論がない場合、連携要件として追加可能であるかをデジタル庁にて調整いただきたいと考える。（他業務でも同様に検討が行われているとの想定のため、個々で調整するのではなく結論をまとめて対応いただく想定）  
上記の調整結果を踏まえ記載するため、本日時点で機能要件として追記はしていない。

## 2.4 帳票のユニバーサルデザインの対応について

### 課題

ユニバーサルデザインに対応した帳票デザインの基本方針と帳票レイアウトを検討する。

意見照会の結果より、対応案を整理した。

帳票デザイン基本方針書（案）に対する主なご意見の抜粋と対応案は以下のとおり。

No.	意見内容	事務局における対応案
1	保険料算定の基礎の部分等について説明等に図表を使用することは推奨しないのか。	裏面印刷部分は必ず裏面に印刷しなければならないわけではなく、別紙として封入するケースもあるため、サンプルとしては記載はするが裏面は一切印字しないことも可能な要件とする。
2	タイトルや見出し、重要文章への多言語表記は方針付けないのか。	多言語表記については各自治体によりニーズが異なることもあり、方針付けはしないとデザイン方針に記載しており、そこからの変更はしない予定。
3	カラー帳票が原則なのか、白黒印刷も可とするのかが分からなかったため、明確に記載した方が混乱しないと思われる。	白黒でも濃淡で判別可能としていることもありカラーは必須とはしない。カラーとするか白黒とするかは自治体の裁量で判断可能と明記する。
4	基本方針書（案）について、ユニバーサルデザインを設定する上での注意事項・前提事項しか記載がありません。基本各自治体で選択する形とはなるとは思いますが、実装必須なのか否かの前提条件が記載されていないので、その旨の説明書が必要かと思われます。	ユニバーサルデザイン帳票の採用は自治体により任意であり、必須ではない旨を明記する。
5	他の帳票の対応は行わないのか。	ユニバーサルデザインを考慮したいとご要望のあった帳票が納付書やA4帳票などいずれもサイズと詰め込みたい情報が相反するものが多く追加での検討は困難と判断。

## 2.4 帳票のユニバーサルデザインの対応について

No.	意見内容	事務局における対応案
6	サンプル様式についてどのような色を指定しているかは示されないのか。	該当の帳票を電子データで提示するため色指定情報はそこで閲覧可能だが、開くことができない場合を考慮し、補足資料として追記した。

### 事務局における対応（案）

上記、対応案及び他の意見も踏まえ、基本方針書を修正する。基本方針書は標準仕様書の参考資料という位置づけで提示する。

## 2.4 帳票のユニバーサルデザインの対応について

帳票レイアウトのサンプルに対していただいたご意見の抜粋と対応案は以下のとおり。

No.	意見内容	事務局における対応案
1	決定通知の内容が左右2ページに分かれていてわかりにくい。	文字サイズや印字位置を再検討したが、可読性を確保した文字サイズを意識した場合、1ページに収めるのが困難と判断。ただし、次ページに誘導するような説明文を1ページ目に入れること等の対策を行った。
2	ルビが多すぎて見づらい。年配の方には小さくて見づらいため、難解なものにとどめるべきではないか。	ルビについてはデザイン方針で示しているが、自治体により考え方が異なることが想定されるためルビを振ることを強制はしない。なお、参考として提供する帳票デザインは現在のルビの考え方のままとする。
3	ユニバーサルデザイン帳票と通常のレイアウト帳票がかけ離れたデザインになった場合、印刷業者引き渡し後、個別再印刷の必要性が出た場合に、デザインの差異があるとかえって住民にとってわかりづらくなることが懸念される。	システム出力としている帳票レイアウトに今回の検討要素を反映したデザインとして見直した。（なお、アイキャッチなど一般的に帳票ソフトで表現しづらいと考えられるものは要素として排除した）これにより、差異を最小化することとした。 ただし、A4縦の帳票は情報を詰め込んでコンパクトにすることを目的としている関係で相反する関係となるため見直し対象外としている。（A3を使用するかA4を使用するかは自治体の判断となる）

### 事務局における対応

以上の整理のとおり、**帳票レイアウト・帳票詳細要件を作成し、標準仕様書1.1版（案）として規定することとする。**その他文言等の改善提案をいただいたものも帳票詳細要件の文例として反映した。  
（文言マスタのため自治体で変更可能だがサンプルと例を一致させる趣旨で実施）



## 3. デジタル庁検討事項の対応について

---

- 3.1 デジタル庁検討事項の対応について
- 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて
- 3.3 基本データリスト・機能別連携仕様について
- 3.4 政令指定都市向け機能要件について
- 3.5 実装類型の点検について

### 3.1 デジタル庁検討事項の対応について

全国意見照会結果を踏まえた修正の他に、デジタル庁より方針が示された検討結果等の反映や、持ち越し事項の対応を行っている。これらについて、標準仕様書1.1版（案）における対応状況及びデジタル庁や関係省庁の対応状況を以下のとおり整理した。詳細は、後述の章で状況をご説明する。

No.	デジタル庁より示された方針	内容	詳細記載箇所	
1	横並び調整方針改訂版の取り込みについて	-	「標準仕様書間の横並び調整方針（以下、「横並び調整方針」という。）」について、直近の共通機能等の検討状況を反映した改定版が展開される予定となっており、展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。	【3.2】
	マイナポータル・ぴったりサービスについて	電子的な申請を受け付けするための法律等の見直しが必要となるため、法律改正が検討されるまで対応を見送りとしている。 ※上記横並び調整方針に含まれるため合わせて報告する。		
	引っ越しワンストップサービスについて	転入予定者の情報（個人番号含む）を活用するには広域連合の属する自治体内に存在しない対象者の個人番号を取得して利用することになり、番号法の改正等が必要となるため、改正等が検討されるまで対応を見送りとしている。 ※上記横並び調整方針に含まれるため合わせて報告する。		
2	基本データリスト・機能別連携仕様について	データ要件・連携要件標準仕様書の意見照会結果等について、デジタル庁から具体的なフィードバック依頼が示され次第、対応予定としている。	【3.3】	
3	政令指定都市向け機能要件について	デジタル庁において進められている「標準仕様の指定都市における課題等検討会」の結果が展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。	【3.4】	
4	実装類型の点検について	実装必須機能から標準オプション機能への見直し案が提示され次第、見直し可否を検討し、標準オプション機能へ見直し必要がある。	【3.5】	

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

### 課題

令和4年8月にデジタル庁より公開された横並び調整方針について、直近の共通機能等の検討状況を反映した改定版が展開される予定となっており、展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。

### 事務局における対応

令和5年2月1日にデジタル庁より横並び調整方針の改定案が展開された。現時点において、令和4年8月時点から要件の変更が予定されている項目と標準仕様書への影響有無を以下のとおり整理した。

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）	標準仕様書への影響有無
1	本文の構成に関すること	基本方針の公開時期「令和4年10月」が追記された。	なし
2	マイナポータルぴったりサービスに関すること	申請管理機能を経由して申請データを取得できる機能が追記された。	影響あり 対応方針検討必要
3	宛名番号に関すること	「住登外者宛名番号等」の「等」が追記された。	なし
4	住登外者宛名番号に関すること	No.3と同様。	なし
5	団体内統合宛名番号に関すること	副本情報の登録等の連携方法について追記された。	なし
6	EUCに関すること	「機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする」ことが追記された。	あり 表記の統一のみ
7	統合収滞納管理に関すること	統合収滞納管理機能については、共通機能標準仕様書に要件を規定することに变更された。	影響あり 対応方針検討必要
8	住所マスタに関すること	住民記録システムから取得する住登外者の住所の連携方法について、API連携に加えてファイル連携が追加された。	あり 表記の統一のみ

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

### 事務局における対応

<前ページから続く>

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）	標準仕様書への影響有無
9	引越しOSSに関すること	機能の追加を検討すべき6機能について示された。	<b>影響あり 対応方針検討必要</b>
10	保存期間を経過した情報の削除に関すること	新しく方針が示された。	<b>影響あり 対応方針検討必要</b>

対応方針の検討必要と判断したものは、次ページ以降にその検討内容と対応方針を示す。

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

- マイナポータルびったりサービス及び引越しOSSに関すること  
横並び調整方針に示された内容は、以下のとおり。

### (1) マイナポータルびったりサービス

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）
2	マイナポータルびったりサービスに関すること	以下の機能要件を実装必須機能として追加する。 ・ オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。

#### 事務局見解

##### <マイナポータルびったりサービス>

後期高齢における電子申請として利用の定めがないため見送りとしているが後述の引越しOSSの対応を前提とする場合に転入者が登録する転入予約情報はマイナポータルびったりサービスからのみ取得可能な情報となる。そのため、引越しOSSの対応について今回、機能要件を規定する場合は、当該用途に限定して機能・帳票要件に記載する対応が考えられる。

なお、後述する引越しOSS自体、機能・帳票要件としては標準オプションとする予定のため、当該要件に準じてここで求める要件も「標準オプション」として記載する。

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

- マイナポータルびったりサービス及び引越しOSSに関すること
- (2) 引越しOSS

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）
9	引越しOSSに関すること	以下の機能の追加を検討する。実装類型については、各業務における必要性に基づき決定する。 ① 転入予定者の転出証明書情報の受領機能 ② 申請管理システムからの転入予約及び転居予約情報の受領機能 ③ 転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理する機能 ④ 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の表示機能 ⑤ 届出書等のプレプリント機能 ⑥ 取消申請に係る処理機能

### 事務局見解

#### <引越しOSS>

上記の①～⑥のうち、

⑤：被保険者の資格に関する届出などについては広域標準システムの業務範囲となる。後期高齢支援システムで取り扱う範囲外のため、要件からは除外。（なお、広域標準システムに該当の届出書を印字する機能は現時点、実装はされていない）

①～④、⑥：以下の取り扱いとしてはどうか。

実際に転入予定者情報を活用して対象者の資格取得行為を行うのは後期高齢においては広域標準システムとなる。

デジタル庁から令和5年1月12日付で発出されている「オンラインによる転出届・転入（転居）予約 地方公共団体向けガイドライン」上、主に以下2点が用途として想定される。

- ・（転入先自治体） 手続対象者・来庁予定日・来庁場所の確認
- ・（転出元自治体） 転出届情報の新住所の施設フラグに基づき、異動者の住所地特例の該当有無を確認し、申請勧奨を行う。

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

### ○ マイナポータルびったりサービス及び引越しOSSに関すること

#### 事務局における対応（案）

以下のとおり機能・帳票要件に「標準オプション」として記載することでいかがか。

No.	概要	機能・帳票要件記載（案）
2	マイナポータルびったりサービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。</li></ul>
9	引越しOSSに関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>① 転入予定者の転出証明書情報の受領機能 転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</li><li>②申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能 マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう）から取得できること。</li><li>③転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理する機能 マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理できること。</li><li>④転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</li><li>⑤取消申請に係る処理機能 申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「びったりサービス_外部インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。）を用いて対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。</li></ul>

## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

### ○ 統合収滞納管理に関すること

横並び調整方針に示された内容は、以下のとおり。

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）
7	統合収滞納管理に関する こと	<p>① 統合収納管理機能及び統合滞納管理機能（以下、「統合収滞納管理機能」という。）を共通機能として「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する。</p> <p>② 統合収滞納管理機能を採用する場合には、各賦課業務の標準仕様書に規定する収納管理機能及び滞納管理機能をベンダが実装しないことは妨げない。各賦課業務標準仕様書において統合収滞納管理機能について言及している場合、必要に応じて修正する。</p> <p>③ 統合収滞納管理機能との連携要件については、今後、各賦課業務と個別に調整することとする。</p>

#### 事務局見解

以下2点对応が必要となる。

- ①統合収滞納管理について参照すべきドキュメントが、基本方針から共通機能標準仕様書に変更されたため、本紙に記載している参照先のドキュメント名の修正を行う必要がある。
- ②統合収滞納管理機能との連携要件について、共通機能標準仕様書の改定版展開後、内容に応じて連携要件を見直す必要がある

#### 事務局における対応

- ①対応済み。本紙の参照先を修正した。
- ②共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定版の確定時期により以下の対応とする。
  - <1.1版改訂に間に合うスケジュールで展開される場合>  
1.1版で反映する。
  - <1.1版改訂に間に合わないスケジュールで展開される場合>  
本紙に当該要件が規定されていることを付記しそこで記載された連携要件に従うという旨を記載させていただく。



## 3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて

### ○ 保存期間を経過した情報の削除に関すること

横並び調整方針に示された内容は、以下のとおり。

No.	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）
10	保存期間を経過した情報の削除に関すること	以下の機能要件を実装必須機能として追加する。 ① 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報を削除できること。 ② 個人番号利用事務について、保存期間を経過した場合は個人情報及び関連情報をできるだけ速やかに削除できること。 ③ 個人番号を削除した旨の証明書等を作成できること。 ④ 保存期間は各地方公共団体が任意で指定できること。

#### 事務局見解

- ①必要な要件と考えるが記載が曖昧なため、ベンダにより実装内容に揺らぎがでる懸念がある。  
（広域標準でもこの要件は実装していないため規範とするべき要件がない）
- ②④広域標準の情報連携機能でも同様の機能要件が存在するため規定することに課題はない想定
- ③規定する場合、住民向け帳票となる認識だが標準仕様としての様式が存在しない。

#### 事務局における対応（案）

共通要件として以下の要件を追加するというところでどうか。

<実装必須>

- ①取得した個人番号について業務上必要がなくなった対象者を指定し、当該情報を削除できること。  
上記で削除した対象者について把握できること。

<標準オプション>・・・情報照会の機能自体をオプションとしているため

- ②個人番号利用事務について情報照会により得た結果情報を削除できること。何年分過去の情報を削除するかについてはパラメタにより選択できること。
- ③個人番号を削除した対象者について証明書が作成できること（様式については未規定）

### 3.3 基本データリスト・機能別連携仕様について

#### 課題

デジタル庁において改定に向け整理が進められているデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリスト・機能別連携仕様について、国保標準仕様書と同期を図るべきもの（管理項目等）について確認の上、必要に応じて標準仕様書に取り込む必要がある。

#### 事務局における対応（案）

基本データリストについては、デジタル庁にて改定に向けた整理が進められており、事務局に対し改定案を適宜展開いただいている。事務局においては、展開いただいた改定案と標準仕様書の管理項目との間で差異がある点について確認し、デジタル庁に対し情報提供を行っており、これを踏まえて改定案の見直しを行っていただいている状況。

上記の状況であることを踏まえ、基本データリストの改定に向けて引き続きデジタル庁と連携しながら進めていくことを前提に、基本データリストと標準仕様書間の調整については、検討・課題事項としてはクローズすることとする。

なお、機能別連携仕様については、横並び調整方針に示されている庁内データ連携に関する規定において、上記に示した基本データリストの対応と同様に、各業務の標準仕様書と整合性を確保する方針が示されており、今後デジタル庁と連携しながら必要に応じ標準仕様書の見直しを行う必要があるが、デジタル庁より機能別連携仕様が示され、修正依頼があった際に対応を行うものとし、基本データリストと同様、検討・課題事項としてはクローズすることとする。

## 3.4 政令指定都市向け機能要件について

### 課題

政令指定都市（以下「政令市」という。）向けの機能要件については、デジタル庁において「標準仕様の指定都市における課題等検討会」が立ち上げられ、令和4年度内に成案が纏められる予定とされている。デジタル庁より成案が展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。

### 事務局における対応（案）

デジタル庁より示される成案は、機能・帳票要件へ記載可能な形で展開される見込みであるが、追加された機能要件に関連して必要となる帳票レイアウトの修正等は、成案展開後に検討したうえで取り込む必要があると考える。

よって、デジタル庁より成案が展開次第、標準仕様書1.1版での対応方法について検討し、反映方法を検討することとする。

## 3.5 実装類型の点検について

### 課題

標準仕様書に規定している実装必須機能について、複数の事業者より多大になっているのではないかといった意見があったことをうけ、デジタル庁において実装必須機能から標準オプション機能へ変更が可能なものの検討（実装類型の点検）が行われた。  
デジタル庁より示された点検結果について、標準仕様書に取り込む必要がある。

### 事務局における対応

令和5年1月にデジタル庁より、実装必須機能から標準オプション機能への見直し案として、下記5件の機能要件が示された。

事務局において見直し可否を検討したうえで、5件全てについて標準オプション機能へ変更することとし、標準仕様書1.1版（案）に反映した。

#	業務	機能ID	小分類名	機能要件（抜粋）	見直し結果
1	共通	0250020	文書番号管理	通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。	標準オプション機能へ変更
2	共通	0250062	宛名シール、文書作成	出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、一括及び個別で通知書印刷用帳票を出力できること。 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、条件に該当する対象者に一括で窓あき封筒に対応した宛名シールを出力できること。	
3	賦課	0250173	申出認定処理	納付方法変更（申出または申出撤回）の情報を登録、修正、取消、照会できること。	
4	賦課	0250330	住所地特例該当者通知作成	特別徴収の81通知（通知内容コード（81）住所地特例該当者通知）については、普通徴収者に対しても作成できること。	
5	滞納	0250274	分納承認連絡書作成	一括及び個別で「後期高齢者医療保険料 分納承認連絡書」を出力できること。	

## 4. その他検討・課題事項について

---

### 4.1 その他検討・課題事項について

## 4.1 その他検討・課題事項について

その他の検討・課題事項については、以下の対応方針とさせていただきたい。

No.	検討・課題事項	内容	対応方針
1	葬祭費支給の独自運用について	後期高齢支援システムの標準仕様における取り扱いとしては標準化対象外とさせていただいた。 実現方法については、広域標準システムに外付けカスタマイズを施すことで改修が可能か等、広域連合において対応を検討いただくこととなったため、方針が決定された段階でクローズする。	広域連合において継続対応中だがWG,分科会で議論する内容ではないためクローズ扱いとさせていただく。
2	文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について	文字の取り扱いについては、デジタル庁がデータ要件・連携要件標準仕様書で規定しており、その記載要件を単独で変更することはできない。 デジタル庁より、「文字要件の具体的な内容については、令和5年3月末に改版を行う予定。各業務の標準仕様書に追記が必要になった場合は、追記の依頼を行う」との見解が示されたことから、標準仕様書1.1版(案)に、文字要件についてはペンディング事項であることを補記した。 デジタル庁より方針が示され次第、文字要件について整理し、標準仕様書に示すこととする。	<u>デジタル庁より共通機能要件の内容が見直しされたものが発出される認識。</u> ただし、 <u>過渡期における考慮は業務単独で行うものではないためデジタル庁方針に委ねるとし個別のWG、分科会での検討は一旦クローズとする。</u>
3	請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について	口座振替による請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理について後期高齢単体で共通機能として規定すべきかその必要性について検討した結果、全国銀行協会から「当該運用を行っている銀行はない」との回答を踏まえて、取り纏め店情報の管理機能は機能要件としては記載しないこととした。	取り纏め店情報の管理機能は取り込まない方針とさせていただいたことにより、本課題はクローズさせていただく。
4	保険料の激変緩和措置の対応について	令和4年12月15日の社会保障審議会 医療保険部会において、後期高齢者の負担増に対応するための激変緩和措置の見直し内容が示された。措置の具体的な条件等が示されていないことから、1.1版では持越し事項とし、最終的に被保険者への通知がどのように見直されるか、また広域標準システムにおける改修内容がどのようになるか等が決定次第、その内容を可能な範囲で標準仕様書1.2版(仮名)(案)という形で公開する。	<u>1.2版(仮名)(案)以降の持ち越し事項とする。</u>